

[1] 都市計画のあらまし

都市計画区域 大田区の区域は、「東京都市計画」という呼称で呼ばれる都市計画区域に属しています。東京都市計画区域は、23区全域とその地先公有水面を含んだ区域です。

区域区分 無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止と計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成を図るため、都市計画区域と市街地調整区域の2つのエリアに区分する制度です。大田区内には、多摩川・河川敷など地先公有水面などを市街化調整区域で、それ以外が市街化区域です。

地域地区 地域地区とは、都市計画法に基づく制度の一つです。

この地域地区制度は、土地の合理的な利用や生活・生産環境の維持・促進の誘導を図るために市街化区域内の土地をその利用によって地図または地区に区分し、法律または条例に基づいて、各地域・地区の特徴ごとに、建築物の用途・高さ・形態・構造などを、また、保存・保全を要する地区には建築物その他の新築・増改築等、土地の形質の変更・樹木の伐採などを制限するものです。

都市計画施設 都市に必要な施設（道路・公園等）のうち都市計画で定められたものをいいます。都市計画施設の区域内には、建築物の用途について制限があります。大田区内に指定されている都市計画施設は、「大田区都市計画施設図」をご参照ください。

市街地開発事業 新しい市街地の建設または既成市街地の再開発による面的開発事業を都市計画で定めたものです。大田区内には、市街地開発事業・土地整理事業等が指定されています。大田区内に指定されている市街地再開発事業等は、「大田区都市計画施設図」をご参照ください。

地区計画等 地区計画等は、地区レベルの都市計画として、良好な環境の形成または保全を図るために、建築物の用途、高さ、最低敷地面積、壁面後退などを定め制限がかかります。大田区内に指定されている地区計画等は、「大田区都市計画施設図」をご参照ください。

[主な履歴]

昭和48年11月20日
都市計画（新法）に基づく用途地域等の当初指定
昭和56年4月10日
第1回用途地域等一斉見直し（都市計画事業等の進捗状況の対応）
平成元年10月11日
第2回用途地域等一斉見直し（居住機能の保存と回復）
平成8年5月31日
第3回用途地域等一斉見直し（法改正による居住系用途地域の細分化）
平成16年6月24日施行
①東急大岡山駅周辺を都市計画事業の進捗に伴い、沿道の整備を図るために用途地域等の変更をしました。
②大田区街路1号沿道の一部を都市計画事業の進捗に伴い、沿道の整備を図るために用途地域等の変更をしました。
③蒲田二丁目の一部を京急本線立体化事業や共同化事業に併せて不燃化を図るために用途地域等の変更をしました。
④京急和光谷駅周辺を京急立体化事業による地形地物の変更に伴い、用途地域等の変更をしました。
平和島運河埋立事業しゅん功認可区域（平和の森公園及びふるさとの浜辺公園各地内）を市街化区域に編入し、用途地域等を定めました。
平成17年6月5日一部変更
大森西七丁目地区地区計画が都市計画決定されたことにより、地区計画区域内の用途地域等を変更しました。
平成20年3月7日一部変更
西糀谷四丁目の一部を高度利用地区に指定しました。
平成21年4月30日一部変更
東京都建築安全条例第7条の3に定める新たな防火規制を導入しました。
平成26年6月30日施行
助助線跡地第29号沿道の一部（東馬込二丁目）の用途地域等を変更しました。
平成31年5月6日一部変更
令和元年11月22日一部変更
東海六丁目地内の用途地域等を変更しました。
令和5年4月28日施行
用途地域等一斉見直し（地形地物の変更）

[8] 特別用途地区

問合せ先：建築審査課 建築審査担当 電話 03-5744-1388

特別用途地区は、用途地域による都市計画を補完するため、地区的特性や課題に応じて指定されています。

特別工業地区 特別工業地区（準工業地内に別途指す）で、大田区特別工業地区建築条例（平成16年3月16日大田区条例第25号）により制限される建築物は、おおよそ次のとおりです。

大田区条例第25号）により制限される建築物は、おおよそ次のとおりです。	
1. 次に掲げる事業を営む工場	ア 骨炭その他動物骨の製造
イ カわら、れんが、土器、陶器、人造と石、るっぽ又はほうろう鉄器の製造	ウ ガラスの製造又は吹き
エ スプレハングマーを使用する金属の鍛造	オ 織成の製造
カ 木材の割り又はかんな削りで出力の合計が3.75キロワットを超える原動機を使用するものの貯物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、	れんが、陶磁器、骨又是貝の粉粹の原動機を使用するもの
ク レジン・ミクストコンクリートの製造	レジン・ミクストコンクリートの製造
2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号、第2号若しくは第3号に規定する営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業（客にダンスをするものに限る）に該当するもの	

文教地区の建築制限（抜粋） 文教地区で、東京都文教地区建築条例（昭和25年12月7日東京都条例第88号）により制限される建築物は、おおよそ次のとおりです。（北千束・南千束・石川町の一部に指定）

第1種文教地区	
1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号まで及び同条第6号令に該当するものに該当する営業に係るもの	
2. ホテル又は旅館（前号に該当するものを除く）	
3. 創劇、映画館、演芸場、競輪場又はナイトクラブその他にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設（第1号に該当するものを除く。）	
4. マーケット（市場を除く。）	
5. 遊戯場又は遊戯場（学校附属のものを除く。）	
6. 旧工場防災公示条例（昭和24年東京都条例第72号）別表に掲げられていた作業を常時行う工場	
7. 勝馬投票券発売所、場外券発売所及び勝馬投票券発売所	
8. 前各号の建物に類するもので、環境を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めて知事が指定するもの	

第2種文教地区 上欄（第1種文教地区）の1、2、3（映画館を除く）、7、8

特別業務地区に認められる建築物（抜粋） 特別業務地区で、大田区特別業務地区建築条例（平成14年2月28日大田区条例第43号）により認められる建築物は、おおよそ次のとおりです。（東海の一帯に指定）

1. 事務所	
工	水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業の供する施設
2. 店舗	
3. 工場	オ 下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道事業の供する施設
4. 貯蔵	カ 電気事業法（昭和31年法律第170号）による電気事業の供する施設
5. 次のアからクまでに掲げる施設である建築物	キ ガス事業の供する施設
ア 郵便局	ク 電気通信の供する施設
イ 自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第4項に規定する自動車ターミナルをい）。鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設	メ 交番、路線バス停留所の上駒、公衆便所その他の荷物の積卸しのための施設
ウ 荷さばき場	ワ 荷さばき場

特別業務地区で、大田区特別業務地区建築条例（平成14年2月28日大田区条例第43号）により認められる建築物は、おおよそ次のとおりです。（東海の一帯に指定）

1. 事務所
2. 店舗
3. 工場
4. 貯蔵
5. 次のアからクまでに掲げる施設である建築物
ア 郵便局
イ 自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第4項に規定する自動車ターミナルをい）。鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設
ウ 荷さばき場
メ 交番、路線バス停留所の上駒、公衆便所その他の荷物の積卸しのための施設
ワ 荷さばき場
7. 前各号に掲げる建築物に付属する建築物

[2] 地域地区の種類

[3] 地域地区の制限のしくみ

[4] 高度利用地区・駐車場整備地区・臨港地区特別緑地保全地区・流通業務地区・生産緑地地区

[5] 第2種風致地区

[6] 用途地区

[7] 用途地区別建築物の制限

[8] 特別用途地区

[9] 建築物の容積率、建ぺい率等

[10] 防火地域・準防火地域・新たな防火規制

[11] 日影規制

[12] 高度地区

[13] 景観計画施策